

平成9年8月商工農林常任委員会 8月12日

●（鈴木和夫 君） 公明の鈴木和夫でございます。

午前中、杉本委員に対しましてのいろんな答弁を聞いておりまして、大変遺憾に思っております。特に、時間の関係もありますので、細部にわたりまして何点が質問いたしたいと思います。

先に、この買収にかかわります僕は大きな誤りが二つあるかと思えます。

一つにつきましては、泉佐野コスモポリス事業に関する調査についての八ページであります。八ページの（三）に、用地集約に係る個別対応の課題ということで、この三行目に、隣接地権者との立ち会いによる境界確定を行い、トータルな面積調整を行うことが理想であるが、一斉個別面積提示を行っていることから、多くの地権者に影響する場合があります、現実に対応が困難であったと考えられると、こういうふうな明記があります。軽くこちらの方で書いておられますが、一斉個別面積提示というこの意味について、まず最初にお尋ねいたしたいと思えます。

●立地経済交流課参事（中井二郎 君） 今、報告書の概要の八ページでございますね。八ページに記述しております一斉面積提示というのは、地元説明会において、最初は全体を集めまして、各町会ごとに集めて地元説明会を行っておりますけれども、その際に、一斉にすべての地権者に対して面積提示を行ったものでございます。

●（鈴木和夫 君） そうしますと、全体面積を確定されたのはいつの時点か、お答え願いたいと思います。

●立地経済交流課参事（中井二郎 君） 当初、九十五ヘクタールということで入っておりましたけれども、全体の外枠の境界確定が現時点でほぼ九九%なされた状態でございまして、当時、昭和六十三年ぐらいに地元説明会に入っておりますけれども、その時点では区域が確定しておりませんでした。

●（鈴木和夫 君） ですから、最終的にいつの時点でその外枠の面積が確定されたかと、日時を聞いているわけですね。

●立地経済交流課長（江川武美 君） 現在、面積確定作業に入っておりますので、面積まだ確定されてございません。

●（鈴木和夫 君） ですから、いつの時点のね——これはもう十年前からやっている事業なんですよ。今の時点で何でわからないんですか。

●立地経済交流課長（江川武美 君） 当初、計画が策定されました折に、先ほど参事が申し上げましたように、計画区域として九十五ヘクタール、これを計画として立案してございます。

その後、買収面積といたしましては四十二・六ヘクタールということで、これは計画上出てきた数字でございまして、これは実は私どもが精査している段階で、実買収面積として九十・六ヘクタールという形の経緯を歩んでおりますけれども、この経過の中でいつ面積が実際にこの数字が出てきたのか、実は現時点では不明でございます。

今回の調査結果を踏まえまして、実際に買収されている面積は八十五・六ヘクタールと、こういうふうになってございます。

●（鈴木和夫 君） ここに、僕一番今回の面積相違の原因はここにあります。

御承知のように、一番最初の買収するときについては、外周をまず引っ張った上で、全体の面積が確定した段階で縄延びに入るんです。ところが、この報告書を見ますと、もともと、当初は百ヘクタールであるという、途中から九十五ヘクタールという、最終九十・六ヘクタールという数字になりました。この分について確定されたのは去年なんです。

ということは、どういうことかと言いますと、簡単に言いますと、もともと百ヘクタールの分で、土地を買収

する場合については、百ヘクタールあるとしますと、仮にその部分の実測図面がある分について、先に全部買収するわけです。残った分について、民境界が確定した分からまた買収します。残った分について、この分については公簿プラス縄伸びやるわけです。今回、この報告書を見ますと、最初から外枠の面積が確定してないわけです。

改めてお尋ねします。この分についての航空測量をされましたか。

●立地経済交流課長（江川武美 君） 航空写真による測定はやってございません。

●（鈴木和夫 君） 初めて聞く話で、今までの御説明で航空測量をしたというふうな話は聞いてないんですけども、具体的にじゃその航空測量に基づいて最終の、当初の外周の面積を出されたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

●立地経済交流課参事（中井二郎 君） 今、課長が申し上げましたように、航空測量はやっておりません。現地に入りまして現地測量はやっておりますけれども、航空写真からの測量はやってないということでございます。

●（鈴木和夫 君） ですから、ここに大きな誤りがありまして、最初は航空測量あるいは図面で落とすんですけど、両方やるわけですよ。これだけの大きな混迷地のある買収につきましては、必ずそういったことを手順を踏まえた上で、キャパを決めてから確定した分から買収するわけです。

この分につきましては、こちらの方の、先ほど言いましたように、一括で地主さんの方に、公簿があろうとなかろうと一括で面積を提示しているもんですから、それぞれ自分の公簿の持っている方だって、ない方だって主張するわけですから、簡単に言えば、映画館に行って定数が決まっているのに何ぼでも入場したという、これが僕は現状だと思うんです。

ここに大きな、この差異の問題の前に、基本的なこのコスモ社の考え方、経営判断の誤りがあったんじゃないか、そういうふう思うわけですが、このことについてどうお考えか、お尋ねしたいと思います。

●立地経済交流課参事（中井二郎 君） 当事業は、昭和六十一年の推進機構時代から調査等を行っておりまして、先ほどの計画区域につきましても、当推進機構時代に、ある程度の外周でもちまして面積を確定して、この区域で計画をやるということで押さえまして、正確な測量ではございませんけれども、図上なんかで押さえました上で地元に入っております。

それと、もう一点報告書の中でも答えておりますように、開発許可制度をとったということから、区域内の同意を早くとりたいということで、確定をする以前に、報告書の中でも言うておりますが、確定をする以前に地元交渉に入っております。

●（鈴木和夫 君） その間違いというのは、間違いと認められないんですか。簡単にお答えになって。ここが一番大事なところなんです、今回の問題につきましてはね。これがあったから、こういった差異の問題が出てきているわけですから。このことについての責任をどう思われるのか、だれが責任があるのか、お尋ねしたいと思います。

●立地経済交流課参事（中井二郎 君） 先ほど説明いたしましたように、この調査委員会の中で出てきた手順、そういうものを踏まえました、その当時の状況を踏まえて考えたときに、そういう形での地元説明に入り買収に入ったということに関しては、当時としてはやむを得ないというふうに思っております。

●（鈴木和夫 君） やむを得ないじゃなくて、そういうような発想が間違っているわけですよ。

このとき同時に出発いたしました岸和田のコスモ、これが今現時点では五十二・七ヘクタールの買収が終わってます。これは、契約面積も買収面積も同じなんです。和泉コスモにつきましても、八十四・八ヘクタール。これも、契約面積も買収面積も同じなんです。同時に三つのプロジェクトが出発して、なぜこの分だけ違うのか。明らかに欠陥じゃないですか。そういうような、当初からそのまま、要するにキャパがなしで買収に入っているもんですから、どんどん地権者の言いなりで買わざるを得ないというのが実情じゃないですか。このことのゴーサインを出したのはだれかというふうに聞いているわけですよ。

●立地経済交流課長（江川武美 君） 八ページにも記載ございますように、本来、今回泉佐野コスモの用地集約に係る一番大きい話は、面積、要するに地権者の確認行為が基本的になされてなかった、これは一番大きい要因であろうかと思います。

したがって、当時取締役会におきます用地買収の基本方針を策定したときに、先ほど来議論になってございますように、公簿プラス繰延び方式、あるいは図上測定、あるいは既に実測が行われている部分というような三手法が併用されたところに議論があるかと思いますが、当時空港関連事業の地域整備事業の一環としての位置づけ、あるいは空港のもろもろ、その当時の背景から踏まえますと事業を推進しなければならないということで、地権確定をされずに現場に入ったというのが大きい問題だろうと思います。

したがって、当時の判断といたしましては、先ほど申しましたように、用地買収基本方針、これによって三手法が採用された。これについての先生の問い合わせだろうと思いますが、これについては、我々その当時としては是認せざるを得ないというふうに考えてございます。

●（鈴木和夫 君） その買収手法につきましては、僕は理解します。民間でもやることですし、官の場合でも、こういった形の繰延び方式をやるわけですから、それは僕は否定しません。その前の段階で、もう既にその面積確定をしてないもんですから、どんどん地権者の言いなりになるということは事実なわけですから、このことについて言っているわけです。

この話、なかなかかみ合いませんので、ちょっと質問変えますけど、この調査報告書の十六ページに、当時の買収の職員の組織体制が出ております。これを見ますと、当時四班体制で用地買収に入ったということで、A班が泉佐野市の職員が二名、大成建設の方が一名、B班は、泉佐野の職員が二名、大林の方が一名と、日本国土開発の方が一名、それからC班、同じく泉佐野市が二名、大和銀行が一名、D班の方は、泉佐野市の職員が二名と泉州銀行の職員が一名と、このメンバーで四つの体制で用地買収に入っている、このことは間違いないわけですよ。

そうしますと、僕はこの中で、実際に用地買収を担当される泉佐野市の職員が実は入っているわけで、本当に聞きますと若い方々だそうでございます。実際の地権者は、地元の年配の方でございますし、交渉に行けば必ず地権者と泉佐野市の職員との関係が出てくるわけですから、どうしても市民という立場からしますと、職員の立場では、地権者の言うことを聞かざるを得なかったんであろうと、そういうふうに思うわけです。

このときの、このそれぞれの買収された担当者の方の職域の――職責といいますか、身分といいますか、これをお尋ねいたしたいと思います。

●立地経済交流課長（江川武美 君） 統括本部の長はわかりますけれども、また次長もわかりますけれども、そのクラスはどの辺のクラスかということについては、現時点では承知しておりません。

●（鈴木和夫 君） いや、社員か、どういう身分かと聞いているわけです。

●商工総務課長（松江伸二 君） ただいまのお尋ね、用地買収が数年度にわたっておりますため、確定した時点ではあれでございますが、泉佐野市の当時の体制といたしましては、泉佐野市におきます部長級理事さん、それから参事さんが二名、主幹が三名ないし四名、係員一名、おおむねそのような体制で用地買収にも携わっておられたと伺っております。

●（鈴木和夫 君） いや、僕聞いているのは、泉佐野市の職員の方が買収業務に入っているわけで、そのときの身分はどうであったかと聞いているわけです。

●商工総務課長（松江伸二 君） 失礼いたしました。参事さんのうち一名は、株式会社泉佐野コスモポリスの事業推進部長として御出向でございますが、その他は市の職員という身分だと。

●（鈴木和夫 君） 株式会社でありながら、実際の用地買収にかかった泉佐野の職員につきましては、泉佐野市役所の名刺で買収に行っているわけです。片一方のこのあとの民間の方につきましても、それぞれ会社の名刺で行っているわけです。ここに、株式会社コスモポリスとしての、社員としての用地買収した形になるのかどうか、これは大きな疑問だと思うんです。こういったことが、普通考えられない話の用地買収担当者の僕は身分じ

やないかと思うんですけど、その辺どうお考えかお尋ねいたしたいと思います。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 極めて難しい御質問かと思いますが、当時の買収体制から考えますと、形の上は、会社から市の職員に対して実質上委任があったような形が成立しているんじゃないかというふうに理解しております。

●（鈴木和夫 君） そういうような中途半端な形が今回のずさんな買収になったと僕は思います。

泉佐野のその職員の方については大変申しわけない話ですけども、泉佐野市の市役所の名刺を持って買収に行ったら、もう市民の立場でしか言いようがないわけですから、コスモとしてできるだけ安く買いたいという、そういった話も当然できないわけでありまして、片一方はゼネコンさんの要するに買収ですから、当然何ほでもいいわけですが、買ってほしいという。

午前中、杉本委員からいろんな指摘がありました。そういったずさんな形も、私はここに、このコスモ社の会社の経営方針というか、そういった形がここに出ていると思います。どこの会社を見ましても、第三セクターでありながら身分がない人が、泉佐野コスモ社の身分がない人が買収に入ると考えられない話なんです。そう思われませんか。どない考えても僕はこれは理解できない話なんです。

それを、これらについて今まで何のそういったお話もありませんでした。ここに皆さん方の、主導的な大阪府の責任があると言いながら、どういうふうな責任をとられているのか、私は改めてお尋ねいたしたいと思います、大阪府の責任として。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 今先生お尋ねのいわゆる買収の体制といいますが、形を、今冷静に翻ってみますと、私自身、いろんな寄り合い自体が、それぞれの職場の職制といいますが、市の職員は市の職員のままとして買収すること自体は、すぐ過ちにつながっているというふうなことはないというふうに思うわけです。

ただ、当時この体制は、統括本部長、これは大阪府の次長がその任に立っておりますが、それも含めまして極めてヘッドクォーター機能といいますが、チェック機能といいますが、その体制の整備がなされない状況の中で行ったがために、極端な言い方をすれば、この四班のメンバーが、自分たちの持ち分を精力的にこなして、そして一定与えられたメルクマールがあると思うんですが、それで同意が得られれば、すぐ契約に入って収用していくと。

したがいまして、その中でやはり横の連携でありますとか、全体のヘッドクォーターの立場の人がきちっとチェックをしているとか、そういういわゆる買収体制の不備、それが大きな原因じゃないかと。

したがいまして、ほかのコスモは私は失念しておりますけども、恐らく和泉であっても、和泉市の職員と和泉のコスモの会社と、それなりの人がやはりきちっと出てやっておられると思うんですね。だから、ひとえにこれ体制の不備が原因じゃないかというふうに理解いたしております。

●（鈴木和夫 君） ほかの和泉にしましても、それから岸和田にしましても、全部その会社の社員になっているんですね、身分的にはね。そういうふうに理解いたしております。

僕は、じゃあえてそういうふうにおっしゃるのであればお尋ねいたしますけれども、この報告書では、社員には責任がないと、あえて言えば取締役会に責任があるというふうに書いてます。社員にはないという。今の答弁でしたら、その担当者、要するに職員、この統括本部長、あるいは統括副本部長の形の責任があるというふうに理解するわけですけども、再度確認だけしときます、それでいいわけですね。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） この報告書において、職員に責任はないと報告されておりますが、それは私も同様の立場に立っております。といいますのは、そういう買収体制そのものの形というものは、いわゆる第三セクターでありますけれども、この株式会社の経営、いわゆる買収も含めました経営体制の中において位置づけられた、その体制でもってその職員たちが動いているということでございますから、むしろそのチェック体制なり忠実義務違反なり善管注意義務でやるべき責任のある所在はやはり経営陣であろうというふうに思いますので、私も、ちょっと今先生誤解されているかわかりませんが、職員に責任あるというふうには考えておりません。

●（鈴木和夫 君） そうしますと、具体的にそういった統括した責任者というのは、ここで言えば、当時、今はありませんけども、統括本部の本部長、それから副本部長に当たるわけですけども、この方の責任はあるわけで

すね。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 責任と今先生お示しでございますが、いわゆるその作業といいますか、用地を買収に入ってしまったその局面において、いわゆるこれも両方とも公務員でございますから、午前中の議論も含めまして、道義的にもっときちっとすべきような責任というのは当然あったのではないかと思います。この報告書で言われておりますような、直接損害賠償請求とかに伴うような、法的な責任まではないというふうに私は解釈しております。

●（鈴木和夫 君） そうしますと、この当時の本部長と副本部長はどなたがなっておられたのか、お尋ねいたしたいと思います。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 統括本部長は、非常勤ではございますが、大阪府の商工部の次長だったと認識しております。そして、統括副本部長は、これは常勤といいますか、現実には指揮をされていたと思います。泉佐野市のたしか理事だったというふうに認識いたしております。

●（鈴木和夫 君） そうしますと、今の御答弁で、職員も、それから現実統括しておられた幹部社員の人も、要するに責任がないであろうと。そうすれば、あの五ヘクタールの差異が出た問題。特に府民からしますと、二十億円という多額の公金を――公金というか、全部が公金ではありませんけれども、府民からしますと納得できない話でありまして、そういった動きを実質的に取締役会としては見ていなかったのか、認知していなかったのか、お尋ねいたしたいと思います。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 当時、その経営の任の場に私も全然立ち会っておりませんので、非常にわかりにくいという気がいたしておりますが、少なくとも私どもが本件の処理をしてきました中でこの面積相違が初めてわかったのが、ちょうど昨年の今時分でございます。大阪府の商工部、いわゆる第三セクターを所管しております商工部として、甚だ不本意ではございますけれども、わかっていなかった。

当時の取締役はじゃどうだったのかと言えば、当然のことながら、本日ここで議論されてますように、買収に三つの手法が持ち出されているということでございますから、正直わかる人は、銀行の取締役とか、あるいは私どもの通産から参っております商工部長のような取締役ならいざ知らず、ゼネコンとか、わかる人はわかってたんじゃないかなというふうに私も推測しますが、正直言いますと定かではございません。

●（鈴木和夫 君） この報告書でもありますように、大阪府が主導的な立場でやってきたということを大変強調されとって、公共性をうたわれているわけですね。公共性をうたう以上、この大阪府あるいは泉佐野市の責任というのは、僕はやはりあると思うんです。

そのときに、全く知らなかったという無知にも僕は責任があると思うんです。本当に、知らなかった、知らなかったとおっしゃるけれども、これだけのお金をかけて、後でまた申し上げますけれども、これだけの流れをつくりながら、いまだかつて僕は、今回のこの委員会でも、申しわけなかったということ全くないわけで、そういう話は全く聞けへんわけで、僕は先ほどの午前中の部長の答弁聞いてみても、冒頭そういうお話もあるのかなと思ってましたけれども、ありませんし、大阪府が悪くない。悪いと言えば、後の買収の問題にかかってくるかということかもしれませんが、こういった手法については、報告書によれば間違いがないとおっしゃってますけれども、僕は個々のことにつきましては時間の関係でお尋ねできませんけれども、単価につきましてもそれぞれの状況が、株式会社ですからそれぞれ、官と違いまして一件一件単価が違うこともあります。しかし、今回の手法は、それぞれの地権者の同じ場所で買収の単価が違うということが一つと、それとなおかつ縄延びでふやしているという。

普通は、調整する場合については、縄延び率でやる形が一つ。これと、また単価を変えることはあり得ない話で、ダブルでやってますんで、この辺のチェックというのは当然大阪府も御承知のはずなんで、これを知らなければ知らないで、僕はその無知の責任というのは当然問うべきやと思います。そのことについてお尋ねいたしたいと思います。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 実は、本件、今日の委員会を迎えるにつきましても、いろんな報告書の中身

を内部的に議論しておりまして、何でこんなことをしたんだろうかと、事業を速やかに進めていくという観点というのは理解できるわけですが、結果としておくらしていることになったんじゃないかと、いろいろな反省がございます。

その意味におきましても、当時の大阪府の職員が、やはり当然主導的立場で事業をコーディネートしてきているわけですから、きちっとチェックすべきであったと思いますし、責任はまるきりないとは言えないというふうに理解いたしております。

●（鈴木和夫 君） それと、もう一つ、公共性があったということと関空の開港が控えているということと、もう一つ強調されているのが、一年間に三十億円の利息がかかるから、少々ダブルで、二重買いしても、後それはカバーできるんだというふうにあらゆるところへ出てくるわけですよ。

例えば、この概要書につきましても、九ページに、平成二年六月の段階で、既に買収区域面積と契約面積との差が一定生じることが想定できる状況にあったけれども、その問題意識よりも、当時、事業が一年おけると金利が三十億円程度膨らむという事態を招きというふうにあります。だから、用地買収については時を待つという姿勢をとり得ずに、金利費用との戦いという側面を持ちというふうに書いてます。

このことを理解しますと、一年間に三十億円かかるから、一億、二億の、ダブったとしてもいってまえと、こういうような意見ですよ、乱暴に言いますと。そういう解釈でいいわけですか。

●立地経済交流課参事（中井二郎 君） 概要書の九ページにありますように、今委員言われましたように、当時の取締役といいますか、当時の会社の感覚ですね、当時の会社としての感覚は、一年おくれれば三十億円がかかる。もう一方では、それを待っているんじゃないかに、早期に買収を終えないかんと、その両方のはざまの中でどちらをとるかということの中で、土地を買収する方をとったというふうに思っております。

●（鈴木和夫 君） 今中井参事が答弁されたそのことについては、コスモ社のどの時点でだれがそういう発言をされたのか、どういう認識に立たれたのかをお尋ねしたいと思います。

●立地経済交流課参事（中井二郎 君） 今私が申し上げましたのは、この委員会の中で、この当時の状況を説明を受けて、この委員会の報告書として取りまとめた中での意見でございます。

●（鈴木和夫 君） その認識を私は聞いているわけでありまして、これは今つくられた文章なわけでありまして、当時の取締役、あるいは社員の方がこういう認識であったかどうかをお尋ねしたいと思います。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 当時、片方で空連道の買収が進んでおりまして、かつ泉佐野、和泉、岸和田、三つのコスモポリス計画の推進があつて、かつベイエリアを含めて一日も早く土地を造成して売ることが採算性確保の上において一番大事なことなんだという認識は、当然会社あるいは取締役の中にもあつたと思ひまして、しかもその意識が、当然のことながら空港関連事業で、極めて喧騒といいますか、にぎわいを見せておりました泉佐野におきましては、当然そういう認識が全取締役にもあつたんじゃないかというふうに考えております。

●（鈴木和夫 君） 当時の取締役会で、毎年三十億円という大金をするので、そういった経営的な危機管理はあつたというふうに今答弁されましたけれども、じゃ具体的にそういった論議が取締役会で、役員会でされたかどうか、具体的にあればそれをお示し願いたいと思います。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 今私が御答弁申し上げましたことは、具体的に取締役の中で、どの取締役会においてもそういうことがあつたということではございません。しかしながら、いろいろな審議状況を見ておきますと、当時泉佐野市の職員を督励しております中におきましても、とりあえず土地を買うということが本事業の、一〇〇%開発許可制度でいっておりますから、やはりかなりの部分そういう意識があつたんじゃないかと推察いたしております。

●（鈴木和夫 君） あつたんじゃないかという推測で、僕はこの委員会で発言すべきでないと思います。

当然会社として、そういう危機管理のもとでしておられたんなら結構です。そういうようなものがあれば、僕は取締役会、毎年大体五回から七回されてます。の中で、そういったことで本当に全役員さんが役員会で、危機的な管理で大変だから頑張ろうということが一つもないわけですよ。あればお出しいただきたい。そういう推測で話をすべきじゃない話ですよ、今回の話は。

そういうような取締役会、あるいは皆さんの方で危機管理があれば、こんな問題になってないはずなんです。それを、そういうふうに思われるとか、全部こうして書いてあるわけですよ。しかし、だれも思ってませんよ、その当時は。私は、それが推測かどうかにつきて、もし御判断があるんでしたら御答弁ください。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 今委員御指摘のように、取締役会においてきちっとそういう指摘がなされているとか議論がなされているというようなことは、私自身取締役会議録で承知してはおりません。

●（鈴木和夫 君） 僕なぜかと裏づけを言いますと、おかしいんですよ。この報告書では、確かに公共性と金利三十億円があるから大変急いで、少々のことであっても、少々マイナスになったとしても買収すべきだというふうに論理になっているんですけどね、銀行団から融資があったのが、五百億円あったのが三年の十一月なんです。ところが、実際の用地買収に具体に入ったのが、元年の七月からなんです。元年、二年につきましては、二年の七月には金額提示されているわけですから、この当時は買収のピークなんです。このときにはまだ五百億円はおいてないわけですから、当然先ほど言いましたように、買収される方も、泉佐野市の職員でありゼネコンさんという身分で行っているわけですから、当然会社としての帰属意識なかったはずなんです。そうじゃないですか。そのときに、取締役会も、一遍たりともこのことで論議されてません、私の知る限りでは。

それをあたかも、この報告書を見ますと、全部のコスモの皆さん方が努力されて、三十億円という金利が大変だから、少々ことは踏み越えてやろうという形になってますけれども、現実それなかったでしょうが。そこに今回のこの報告書の大きな僕は誤りがあると思うんです。御反論があれば御答弁ください。

●立地経済交流課参事（中井二郎 君） 当時の用地買収でございますけども、平成元年の五月に取締役において基本方針が決定されまして、その基本方針に従いまして先ほどの四班体制でもって地元に入っております。そういう意味では、その基本方針の範囲内で職員としては精いっぱい頑張ったと考えております。

●（鈴木和夫 君） その用地買収を頑張ったのは、頑張りはったんですよ、短期間でね。僕は、そういった評価しますよ。ただ、その荒っぽい形で、何でもありという買収に責任があるということを言っているわけですよ。買収するのは僕は認めますよ、こんだけのことをされたんですから。

もっと詳しく言いますと、平成三年に払われた利息が十一億円ですよ、この五百億円に対して。平成四年が三十億円。やっとこの平成四年になって三十億円支出できたわけですよ。平成五年が二十六億円、六年が十九億円です。減額してきまして、平成七年度は七千四百万、八年からは今棚上げになってます。

ここで書かれている三十億円云々という話は、後の話なんです。この報告書に書いているのは、後でつけられた意義づけだと思いますよ。そうじゃありませんか。どないしても、時間的なタイムテーブルを見ますと、話が合わないんですよ。御見解、もし御意見があれば答弁願います。

●立地経済交流課参事（中井二郎 君） 今委員御指摘のように、三年の十二月から土地の代金の支払いはやっておりまして、それに先立って大部分の資金を銀行から借り入れているわけでございますけども、この会社自体は、当初から買収については資金を借り入れてやるということの認識を持って、そこで進めておりましたので、具体の額が三十億ということは別にいたしまして、金利がかさんでいくという認識はあったと認識しております。

●（鈴木和夫 君） そしたら、その三十億円って書く必要ないんだ、この報告書に。これを読みますと、あたかもそういう危機管理のもとに一生懸命頑張ってきたから、少々、三十億円から比べると二億、三億の、ダブったとしてもそれは堪忍してくださいと、こういう言い方なんです。違いますか。そういうふうに教えてください。

●立地経済交流課長（江川武美 君） 平成三年十一月の取締役会におきまして――このコスモが企画会社から事業会社に移行したのは平成三年の十二月でございます。その当時、それに先立ちます十一月に、当計画の

決定が、事業としての計画が決定されたという内容の中に、事業スケジュール及び事業採算性の検討を行ってございます。そういう背景を踏まえてみますと、仮に事業が延滞、おくれた場合にどれぐらいの金利負担がかさむということは、当然予想されると考えられます。

したがって、当時の取締役会としましても、その事業計画の検討の中で、事業の遅延に伴います金利負担がどれぐらいになるのかというような認識があっただろうと考えられるところでございます。

●（鈴木和夫 君） そうしますと、私大阪府のお考えをちょっとお尋ねしたいと思うんですけど、そういったことがありまして、平成三年買収がほぼ山を越えまして、平成六年の六月に大阪府が七十億円の融資をされたということで、この分の償還が、ことしの六月の二十九日にこの金を返す約束になっているわけですが、この分につきましてどういう処理をなさったのか、どういうお考えなのか、この七十億につきましてお尋ねしたいと思います。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 今の先生の御質問でございますが、この六月末に期限が参りましたその資金の状況という認識でよろしゅうございますか。御承知のように、泉佐野コスモポリス、現在債務超過状態にございますから、当然のことながら約束どおりの返済履行はなされておられません。以後、地方自治法の規則等に基づきまして督促を打った状況が今現在の状況でございます。

●（鈴木和夫 君） 督促を打つということは、最終的には例えば担保をとるとか、あるいはいろんな法的な処理をされておられるのか、あるいはされるのか、お尋ねしたいと思います。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 現在、先ほど申し上げてますように、会社自身は債務超過にあるということ、そして唯一の財産であります、今現在真正に会社に所有権が帰属しておりますいわゆる非農地部分の土地、これは銀行団が別除権を有していますので、したがって会社として残っておる資産は、いわゆる移転請求権付きの債権のような形になっておりますが、農地しかございません。これに対して抵当権を設定することは、物理的に不可能でございますから、やはり私どもが今大阪府の債権を少しでも回収し確保しようという意思においては、現在進めております処理スキームの完成の中においてきちっとした返済を受けるということが最善の道であろうかというふうに考えております。

●（鈴木和夫 君） そうしますと、この平成四年六月の時点で大阪府としては、このコスモ計画、泉佐野コスモについては、恐らく事業見通しが立たないであろうというふうな判断をされておった時期ではなかったんですか。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 平成四年七月に大阪府が七十億円の貸し付けをしておる時点におきましては、今先生御指摘のような事業の先行きについて、そういった危惧を抱いてはおらないというふうに理解いたしておりました。といいますのは、平成三年の銀行団五百億円の借入れのときに、いろいろとその事業の採算性についても議論されておりますが、その中で大阪府も融資をしようということで予算要求に及び、この時期に執行をしているということでございます。

●（鈴木和夫 君） この分につきまして、じゃ大阪府が、この泉佐野については恐らく厳しいなという、難しいなというような認識をされたのは、自覚されたのはいつごろのことですか。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 厳しいという認識になるかどうか、例えば平成五年八月に銀行団から五十億円の追加融資をいただいておりますが、そのときに、当時の商工部長名で銀行団に対してかなり突っ込んだ内容の依頼文を送付しております。

その後の流れを言いますと、六年になりまして、いわゆるバブル崩壊が本格化するといいますが、ちょっと地価の下落がとまらないという中において、計画どおりの売却でいきますと、とてもじゃないけど採算性がとれないということで、残余の方策、いわゆる全面住宅開発案でありますとか、そういうふうな計画変更の模索を始めておりますから、五年八月から六年の年央ぐらいまでの間で、そういう決断といいますか、作業が行われているということですから、そのあたりで危機感が芽生えているんじゃないかというふうに思います。

●（鈴木和夫 君） 御承知のように、平成二年四月に総量規制がしかれて、三年に地価税が導入をされました。同じ年に市街化区域の農地の宅地並み課税が始まりまして、このころから民間の土地投資については国も挙げて撤退しようという流れが出てきて、早いところでは四年ぐらいから撤退始まっているわけですね。それから二年後に大阪府が認識されたことにつきましては、僕その辺の大阪府としての判断の甘さ、あるいは泉佐野コスモに対する経営判断を行う主導的立場である大阪府の責任があるのではないかというふうに思いますが、いかがか、お尋ねいたしたいと思います。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 御指摘のように、泉佐野コスモ、銀行団、ゼネコン、そして公共の入った第三セクターでございます。うまくいくときには、それらの力が前向きに働きまして非常に有意義な、有効な実施主体になるかもわかりませんが、不幸にも、先生御指摘のように、バブル崩壊という大きな変動の波ではありますが、こういう状態を迎えております。

その中において、やはり個々の取締役なり、いわゆる出身セクターはいろんな危惧を持っていたかと思いますが、残念ながら会社としてそういう方向性、リターンといいますか、検討を見直す時期というのは、今御指摘のようにおくれたということは否めないというふうに思います。記録を見ましても、やはり平成六年ごろから見直しの検討をしている形跡が残っておりまして、実際は私自身の、行政側から言いましても、もっと早く、例えば大阪府なら大阪府のセクターでは議論があったかとは思いますが、こういう第三セクターとしての記録を見ますと、そのころになってやっとこさその事業の見直しに着手しているような形跡がございますので、これはやはりおけているなということは否めない事実であるというふうに認識いたしております。

●（鈴木和夫 君） そのコスモ社の意識じゃなくて、主導的な立場をとってこられた大阪府の責任というのが僕は大きいと思うんですね。確かに、大阪府の責任がないというふうにおっしゃりながら、片一方の方では、跡地どうするねんという論議をされていることについては、僕はいささか疑問であります。このことは後で御質問申し上げますけれども、そういった形で、大阪府の責任という前に、それに携わってこられた、コスモに関する携わってこられた府の幹部の方々の責任というのはどういうふうにお考えなのか、答えにければ部長が御答弁ください。

●商工部長（鈴木重信 君） 確かに結果論になりますが、こうして、時期はおくればせながら平成六年度に見直しの時期を見た。それぞれの時点で判断ミスが積み重なって、結果としてこういうふうになってきたと理解しております。そういう意味では、その節々において判断をミスをしたということにおいて、当然大阪府の幹部の職員は、そのことにおいて責任を問われるというふうには考えております。

●（鈴木和夫 君） じゃ、そういう具体的にどういう責任をとられようとしているのか、もし担当であればお答え願いたいと思います。

●商工部長（鈴木重信 君） これは難しい問題ですが、これが法的な責任を問われる、具体的に言えば地公法上の責任を問われると、こういうことになるのかどうかは若干私は疑問だと思いますが、当然結果責任になりますが、こういう結果を迎えたということを見た場合に、それぞれがやっぱり責任という問題はやっぱり生じるのかなというふうには感じております。

●（鈴木和夫 君） そうしますと、もとへ戻りますけれども、泉佐野コスモのそういった後の処理につきましては、やはり株式会社である限り、第三セクターである限り、第三セクターとして創意工夫して再建すべきだというふうに思うんですけども、どうしようにお考えかお尋ねいたしたいと思います。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 現実に六百二十億の借入れをしょい込み、しかも買収した土地が、どう見積もっても二百億なるかならないかと、こういう債務超過状態の会社でございます。

先生御質問は、例えば世間で言われるような会社更生法的な、一部債権を切り捨てるなりして、あるいは凍結状態の中で何か新しい方途を見出すとか、そういうふうなことも御指摘なんかと思いますけども、まだ一つも事業もせず、言うてみたらこの会社におけるソフトな価値といいますか、付加価値というようなものは一つもないわけでございますから、売り物にする資産が何もない。そういう会社の中において、この会社を、第二の道を

探らせるような、再建の道をとるということは極めて絶望的だろうというふうな判断に立って今日の状況を迎えているというふうに御理解賜りたいと存じます。

●商工部長（鈴木重信 君） 多少補足させていただきますが、私も先生と同じ考えの部分がありまして、この土地の価格を下げて、いわゆる実態に合わせた価格に下げて、そして会社自身が持つておくことが可能なら、それを凍結した形で持つておって、将来事業化することは一つの選択としては考えております。

ただ、実務的な問題としまして、農地を抱えておると。農地を抱えておって、たしか二百四十件、六百四十筆ほどがたしか農地だったと思うんですが、この問題、これが所有者をかえれないという問題がありまして、これを放置すればどんどん散逸していくと――散逸というのは、相続によって散逸していった、この土地の集約というのは非常に難しい問題になるということもあって、今の選択に至った次第です。

●（鈴木和夫 君） きょうの委員会では、跡地につきましてはきょうは論議しないというふうに、そういう形の取り決めをいたしておりますので、踏み込んだ質問はいたしませんけれども、やはり僕は会社である限り、会社としての責任のもとで再建を考えるのが筋ではないかというふうに思います。

ところが、ことしの二月の議会におきまして、庁内で政策調整部長会議という形で跡地についての論議されている、あるいは商工部、政策調整室、財政課等で検討会議を行っているということでありましたけれども、今論議になってますのは、この泉佐野コスモが破綻した直接的な原因、あるいはその責任をどうするのか、それにかかわる出資者である大阪府としての責任をどうするのかという上で論議すべき点だと僕は考えております。

したがって、その中で早々と大阪府が跡地について、一部では福祉高齢施設ですか、あるいは二月では公園が出ましたけれども、そういったことの論議すること自体が私は間違いではないかと思うわけでありまして。本来、株式会社コスモが考えてきて、大阪府の方に、出資者である大阪府の方に、報告を受けて考えるのが筋だと僕は思います。それを、どうして大阪府がそのような庁内で早々とされるのか、されるという根拠はどこにあるのかということについてお尋ねしたいと思います。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） 二月におきまして、大阪府が土地を買うと。そのときに、何のために買うのかと。ひとえに、財源の問題等もございまして、当時先行取得債で自治省に起債目的を明らかにするという必要がございました。そういった中において、やはり一定のものを打ち出さないとなかなか理解を得られないという側面もあって、かつ責任論とあわせて御審議賜ったわけです。

以後、本日の委員会で、主要な議題ではございませんけれども、やはり我々としたしましては、その審議を踏まえて、どういう方法が一番土地を買うときに、跡地のことも含めていいのかという当然の思いがありますので、庁内で検討をするということに着手をしております。

ただし、これは今先生御指摘なされましたような、新聞で書かれましたような、ああいったレベルまでとてもやっているわけではございません。広く募るという観点において、さまざまな部局からアイデア的なものも含めていただいております。それは大事にしていきたいと思いますが、今御指摘のように、本委員会で議論されますような、面積の相違でありますとか全体の責任論をどう落ちつけるかによってしか大阪府には土地が入らないわけですから、その後のことは、現在のところ、方針転換と言ってもいいかと思うんですが、今後時間をかけてじっくりと、拙速を避けて議論をすればいいと。財源問題でそういうことが起こってくるかもわかりませんが、それはそのときにゆっくりみんなで知恵を出せばいいじゃないかというふうなぐらいの速度にペースダウンをして検討しているというふうな実態でございます。

●（鈴木和夫 君） それで、もう少し踏み込ましてもらいたいんですけどね、先ほどの午前中の答弁でも、ゼネコンさんと銀行団との仲介で大阪府が今動いているというようなお話を聞いたんですけどね、先ほどは答弁がありましたように、平成五年の八月に銀行団の方に、五十億円出したれと、こういう要請を大阪府がされておるわけですね。このことにつきましては、銀行団にとりましては、大阪府が責任持って出せ言うたから出したんやと、その時点のその五十億円の弁償を大阪府がすべきやないかというようなことも聞いているわけですけどね、そういったゼネコンさんと銀行団とのその話が決定した中で、大阪府が入っていったときにその五十億円の問題が一番大きな問題になってくると思うんですよね。そんな立場で、大阪府も銀行団に五十億円追加で出せと言うた責任があるのではないかと。その中で、仲介なんてとてもできるような立場でないかと僕は思うんですけども、その辺いかがなんでしょうかね。

●商工部副理事（芝池幸夫 君） これは、今後第三者の裁判所の手によって裁かれる部分が結構あるかと思いますが、大阪府の出している、今先生御指摘の五年八月の商工部長念書と申しますか、経営指導念書と銀行では呼んでますけども、この文章そのものから直接的に債務は発生していないという見解、これはほぼどの弁護士さんにお聞きしましてもそうでございます。

ただ、本件を取り巻く大阪府の責任の中枢をなしております主導的な責任でありますとか、そういった大阪府の責任を傍証するといいますが、明示している一つのあかしとしてその文章は意味を持つだろうというふうにおっしゃっておられまして、当然その文章そのものから債務保証的に発生する金額とは別に、いわゆる事業を主導してきたその責任を銀行団がいろんな局面において主張するということは予想されます。

したがって、私も今現在お願いしていますのは、その責任を大阪府が、公共しかなかなか利用しにくい規制区域でありますそのコスモポリス用地を取得するということにおいてとるんだという位置づけをしております。

今先生御懸念の、仲介に行ったときにそういうことがあるから、何というんですか、本当に仲介の労をとれるのかということに関しましては、全くないかということじゃないですけども、今のところ、基本的にはそういった人間関係といいますが、関係者との信頼関係のもとで、ぎりぎりではありますけれども作業を進めておりますので、やっております私自身も、そういう意識になっているということは余りございません。

●（鈴木和夫 君） そうしますと、時間も参りましたので、最後の質問になるかと思いますが、私も今回のこの報告書につきましても、理解はいたしておりません。冒頭、委員長の方からも質問があったように、調査委員会といえどもすべて身内の方でなさっていることでございますし、差異についての責務は取締役会にないというふうに明確にされておられまして、私たちは責任があろうと感じております。

そのとり方につきましても、一切触れられておりませんし、当然この調査報告書につきましても、こういう事実があったという報告書でよかったんですけども、すべて責任の転嫁といいますが、責任を回避した文章になっておられまして、大変遺憾に思っております。

本来、このコメントは、大阪府が、あるいは議会がつけてしかるべき話でありまして、すべてこの中に全部主観的な形でされております。私が細かな点で御質問いたしましたように、大変理解に苦しむような状況でございますので、この報告書につきましても、理解をいたしておりませんと同時に、大阪府の責任問題でありますけれども、確かに面積差異につきましてもそうかもしれませんけれども、この事業ができなかった責任につきましても、大阪府に、主導的な立場をとってきた大阪府に責任が絶対にあります。この責任をどうとるのかということが明確でない限り、私も、二月の議会と同じように、今回のこの破綻の処理につきましても、大阪府が主導的に公的資金を導入したり、あるいは後の事務的な処理をつくる――先ほどの企画会議を含めて――については断固反対ということを表示いたしておきます。

そこで、委員長に提案でございますけれども、地方自治法の百九条に、参考人招致という欄があります。私も、午前中の杉本委員からの質問、あるいは私にいたしましても、すべてコスモ社にかかわることでありまして、先ほどの答弁でも資料がない、聞いていない、確認がとれていないという答弁でありますので、ここに関する当時の統括本部長、あるいは副本部長、そして現在での実務担当者であります専務取締役、そして常務取締役の参考人招致を要望いたしたいと思っておりますので、どうか後の委員会の代表者会議の中で御検討をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。